

2 基本施策に対する評価

男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

1 進捗に関する評価

男女共同参画意識の普及度については、平成 15 年度の 60%から少し下がり、58.7%（平成 17 年度総合企画局「県民意識調査」）と少し頭打ちしている感がある。また、県の支援による男女共同参画の学習機会の提供回数は 333 回（平成 17 年度）と、意識の普及の機会及び内容の充実に取り組んでおり、今後も啓発対象や機会を新たな分野に広げていくなど、継続的な取組を行っていく必要がある。

- ・ 要請があった地域、団体、企業、市町村等へ、出前トークなどを年間 85 回実施するとともに、男女共同参画センターにおいて、施設見学と講演等を内容としたウエルカムセミナーを年間 11 団体に対して実施した。（平成 17 年度）
- ・ 市町や企業、団体における主体的な取組を支援するため、独自の学習教材を作成した。

市町、県民等を対象とした講座開催マニュアル（平成 16 年度）

若年者向け教材（平成 17 年度）

学校等での教育については、リーフレットや、ネットによる男女共同参画研修などを活用し、理念の浸透が進んでおり、評価できる。男女共同参画に関する校内研修も 72%の学校で実施されている（平成 17 年度）など着実に進んできている。

2 課題と提言

課 題	提 言
<p>（１）未解決又は継続的課題 普及啓発を働きかける対象者についての分析ができていない。 研修内容、研修手法等について、対象者にあわせた工夫をするなど、努力は認められるが、県民への広報等については、十分とは言えない。</p>	<p>提言-（１）未解決又は継続的課題 男女共同参画意識の普及に向け、戦略的な啓発方針を策定する。 実利的な施策を打ち出し、アピール度を高めていくなどの工夫をする。 教材開発等により、さまざまな場面で男女共同参画意識の普及に取り組みやすするとともに、例えば大学との連携による広報など、県民への広報等に広がりを持たせるとともに、内容の充実に力を入れていく。ホームページについても、最新の情報を提供できるよう絶えず更新し、コンテンツの充実に努める。 相談場面における二次被害（相談機関による対応により、さらに被害者が傷つけられること）の防止のため、各</p>

意識普及の取組に熱心な市町がある一方、推進体制が十分でない市町や県男女共同参画推進員が未設置の市町があり、市町によって相当な偏りがある。

教育現場においては、男女共同参画の理念の普及に関して、相当の努力が認められる。男女共同参画、人権、男女平等のキー概念の理解についても、なお混同があるものの、一定の浸透があるものとみられる。

今後は、男女共同参画についての理念だけではなく、用語の定義の仕方、現実の事象への適用の仕方など、さまざまな誤解に対する対応ができるよう、教職員に対するきめ細かな研修の工夫が必要であろう。

男女共同参画に対する疑念や反対表明が目立ってきている。その多くは、男女共同参画の理念や推進姿勢への誤解や曲解、あるいは、用語の曖昧な使用に起因する誤解等によるものと思われるので、推進する側の十分な能力の開発と誤解等を防ぐ方策の充実を図る必要がある。

県民の男女共同参画意識の形成に大きな影響力を持つメディアの一つ、インターネットによる差別や人権侵害等が社会問題化している。

種相談員に対する研修を充実する。なお、研修にあたっては、人権担当部局との密接な連携を図るものとする。

市町における男女共同参画推進の取組と常にタイアップすることを念頭に置きつつ、県男女共同参画推進員の資質の向上を図り、同推進員の声を生かしながら、市町における活動の活性化を図る。また、取組が十分でない市町には、その主体性を尊重しながら、必要となる積極的な支援をしていく。

教育分野での男女共同参画の推進に向け、男女共同参画と、男女平等・人権等との対比を行いながら、男女共同参画について理解を深めていく。さらに、学校等においては、保護者や地域と話し合う機会を設けるなど、学校等が核となり、地域に男女共同参画の理念を広げていく。

話し合いや研修等の内容については、国の男女共同参画基本計画も参考にしながら、用語の適用の仕方に関するものや、誤解をなくすようなものを特に充実していく。

また、教員等を対象に、男女共同参画に関する学習方針等について情報提供を行う機会を計画的に設定するなど、理念及び用語の理解の普及に努める。

男女共同参画の推進にあたっては、さまざまな誤解や曲解に対して、新たな概念や国の対応を参考にしながら、考え方を整理し常に答えられるようにしておく。

いわゆるインターネット社会では、利用者の誰もが加害者になり、被害者にもなりうることから、利用者一人ひとりに男女共同参画や人権の尊重の視点に立った表現についての理解や協力について、表現の自由に配慮しながら働きかけていく。

また、県民のメディア・リテラシーに関する学習機会を提供していく。

国際的な動きへの対応とその活動支援の取組が十分とは言えない。

(2) 新たな課題

男女共同参画社会実現にかかる校内研修会の実施については、着実に実施する学校が増えてきているが、時間ととれない等の理由により研修未実施の学校がある。

高校の教科の中では、男女共同参画を家庭科の中だけでなく、公民科や総合的な学習の時間等でもとりあげられるようになってきている。男女共同参画は、家庭を含めた社会全体でとらえていく必要がある。

生涯学習における男女共同参画社会実現の取組について、女性だけでなく男性が参加できるよう講座等を企画する必要がある。

性教育について、各学校がどのように実施しているかなど把握できていない。

男女共同参画に関する意識の普及度については、多面的な指標から捉える必要がある。

男女共同参画にかかる国際的な取組等に関する情報収集及び情報提供に積極的に取り組む。

提言-(2) 新たな課題

人権研修と関連づけて実施するなど、研修機会の位置づけ等を工夫しながら、全ての学校で研修が実施されるよう推進する。

男女共同参画を社会全体でとらえて学んでいくよう、副教材開発などの検討も含め、取組を進めていく。

また、地域との協働・交流による授業・講座等も積極的に進めることで、地域社会における男女共同参画について学ぶ機会を設けていく。

子育てに関する親向けの事業等では、父親・母親ともに学習できる内容にするなど、男女共同参画の視点に配慮して事業を実施していく。

各学校において性教育がどのように行われているかなど把握する。子どもの発達段階に応じて、保護者や地域の理解を得ながら、学習指導要領に基づき、学校全体で共通理解を図り、性教育を実施していく。

男女共同参画に関する県民意識については、引き続き定期的に(2~4年に1回程度)把握する。

意識の普及度を測る指標については一つに限定せず、また、男女共同参画について肯定的に評価するよう質問項目の工夫をする。

政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

1 進捗に関する評価

政策・方針決定過程への女性の登用については一定の進展がみられたが、全体としては伸び悩んでいる。

- ・ 審議会等委員への女性の登用については、平成 16 年度調査では市町村の登用率は 19.3%であったが、平成 17 年度調査では、18.6%と少し下がっている。市町村合併などによる行政環境の変化等も影響しているとみられる。県においては、16 年度に登用率が 30.1%と初めて 30%を超えたが、目標値である 32% (16 年度)は達成されていない。17 年度においても 30.1%の現状維持である。
- ・ 平成 16 年 4 月 1 日から施行した「男女共同参画の視点で進める三重県審議会等への委員選任基本要綱」では、各審議会等の委員構成において、男女いずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない構成をめざすものとし、2015 年までにこうした審議会の数が全審議会等数の 64%を超えることを目標としている。平成 16 年度は 41.9%、平成 17 年度は 45.9%であり、着実に進展が見られ、取組の成果が表れてきており評価できる。
- ・ 県の女性職員の管理職への登用については、平成 18 年 4 月 1 日現在 34 人であり、目標の 50 人（平成 19 年 4 月 1 日現在）へは隔たりがある。
- ・ 県議会・市町村議会における女性議員の割合は、平成 16 年度 8.3%（4 月 1 日現在）であり、平成 17 年度は 8.6%と割合は上がったが、市町村合併の影響により下がることのないよう注視していく必要がある。
- ・ 教育委員会において、公立学校管理職（教頭）任用候補者選考試験への推薦枠について、平成 18 年度から男性 1 名女性 1 名以内と変更したことは、ポジティブ・アクションとして評価できる。

2 課題と提言

課 題	提 言
<p>（1） 未解決又は継続的課題 審議会等委員への女性の登用率は、伸び悩んでいる。充て職が、審議会等委員への女性の登用拡大を妨げる要因となっている。</p>	<p>提言-（1） 未解決又は継続的課題 個々の審議会等の登用状況についての評価、停滞原因の解明などを行い、それぞれに対策を講じる。特に、女性委員が参画していない審議会等にあっては、積極的に働きかけを行う。充て職については基準見直しを行うとともに、国等の基準については改善に向けた働きかけを行う。トップが常に男性である団体等に対しては、団体自体の意識を変えていく働きかけ</p>

審議会等委員に関しては、男女共同参画を学習する機会が少ない。

県における女性職員（県職員、教職員等）の管理職への登用については、伸び悩んでいる。

（２） 新たな課題

市町村合併により議員定数、委員定数が減少することに伴い、地方議会の女性議員や、行政委員会、審議会委員の女性委員数及び割合が減少する懸念がある。

県の職員において、子育て経験が重要なキャリアであるという認識がない。

地域における男女共同参画への取組支援について、ネットワークがなく広がりが無い。

をする。

審議会等委員に男女共同参画について理解を深めてもらう機会を提供していく。

県（教職員等）における女性職員の管理職への登用に向け、登用年齢に至るまでの段階でさまざまな職務を経験させるなどの能力開発を行い、人材育成に努めるとともに、女性職員が自己の才能をよりよく発揮できる職場環境を整えていく。また、管理職員が少ない原因を把握するため、現状調査・意識調査等を実施し、数値目標設定にあたっては、中長期的な登用計画について検討する。

【県（県職員）の女性職員の管理職登用に関しては、別途提言】

提言-（２） 新たな課題

市町村合併により女性行政委員等の割合が減少しないよう、市町に働きかけていくとともに、女性の人材育成、エンパワメントの支援をしていく。

【女性農業委員の登用については、別途提言】

職員として、子育ても重要なキャリアの一つであるという県庁全体の意識の醸成を図る。

地域の自立も配慮しながら、必要な支援を行い、地域づくりのネットワーク化を図る。

また、地域の人材リストを整備する。

- 雇用等の分野における男女共同参画の推進

1 進捗に関する評価

基本施策の指標である男女格差是正への取組状況は「既に取り組んでいる」企業は27%（平成16年度）、15.6%（平成17年度）であり、男女格差是正への取組はあまり進んでいない。特に30人未満の企業では8.3%と小規模な企業ほど取組が遅れている。（中小企業賃金等実態調査）

雇用等の分野における女性の登用については、進展しつつあるがゆるやかである。

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定・提出が義務付けられている301人以上の企業については、既に全ての企業が三重労働局へ計画を提出しており、今後の積極的な取組が期待される。
- ・ 役員を除く女性管理職(部長・課長相当職)の割合は、5.7%(平成16年度)、8.8%(平成17年度)であり、平成15年度(3.3%)からは伸びたが、まだまだ低い。
- ・ 職業能力開発機会への女性参加率(勤労者のうち、過去3年間に職業訓練(勤務する会社や教育訓練施設で受講したものなど)を受けたことのある人のうちの女性の割合：県民意識調査)は37.6%(平成16年度)、38.8%(平成17年度)で平成15年度に一旦下がったが回復しつつある。

2 課題と提言

課 題	提 言
<p>(1) 未解決又は継続的課題</p> <p>企業等において、県の施策の方向性、目標値の設定などについての認識が低い。県から企業等への啓発方法等のさらなる検討が必要である。</p> <p>各種セミナー参加者が固定化していないか。広報の方法、開催場所の検討を要する。</p> <p>企業等において、男女が均等な待遇になっているとはいえない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女ともに職務・職域拡大の取組が最も重要である。 ・ 常用労働者の所定内給与額（H16賃金構造基本統計調査：三重県）は、男性を100とすると女性は66.7であり、依然として男女の賃金格差は大きい。 	<p>提言 - (1) 未解決又は継続的課題</p> <p>国、民間団体等との連携により、さらなる情報提供の拡充を図る。</p> <p>参加者が固定化しないよう、セミナー等参加者の分析を行い、広報手法や開催場所等を検証し、県の地域機関単位での開催など参加者が広がる方策を検討する。</p> <p>募集、採用、配置、昇進、賃金についての男女間格差（間接差別を含む）の解消に向け、男女雇用機会均等法の実効性が上がるよう一層の普及推進を図る。</p>

<p>雇用等の分野における男女の能力発揮、能力開発の観点から、働き方、職種などを主体的に選択できるようなキャリアデザインの視点での支援が必要である。</p> <p>ライフステージ・ライフスタイルにあった多様な選択が可能になる柔軟な就業形態が必要である。</p> <p>働き方についての価値観が多様化しているため、現行の就業形態や雇用システムなどの変化が求められている。</p> <p>次世代育成支援対策推進法に基づき、企業等の積極的な取組が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 育児・介護休業期間中の支援制度（企業等に対する支援も含めて）について、充実する必要がある。・ 育児休業の取得率については、男女差が大きい。 <p>両立支援の観点から男女の働き方の見直しが必要である。</p> <p>地域においては、ファミリー・サポート・センターの充実や介護を支援する取組が必要である。</p> <p><u>(2) 新たな課題</u></p> <p>今後、少子高齢社会のなかで企業が伸びていくためには、男女を問わず働ける環境や人材を活かすことを考える必要がある。</p>	<p>将来の働き方、職業人としてめざすべき方向などについて考える機会の提供等の支援策について検討する。</p> <p>多様な就業支援について、企業等への情報提供を進めるとともに、パートタイム労働者等の適正な処遇に向け、啓発の一層の推進を図る。</p> <p>多様な考え方を持つと思われる若年層の労働に対する価値観・意識を把握し、若者への就業支援や柔軟な就業形態等の導入を進める。</p> <p>次世代育成支援に関して、300人以下の企業についても事業主行動計画の策定を推進し、取組が進むよう啓発を行う。</p> <p>次世代育成支援の取組については、みえ次世代育成応援ネットワークの活用が活発になるよう、企業、各種団体及び関係部局の連携を強化する。</p> <p>育児・介護休業期間中の支援制度について、休業者や企業等のニーズに対応するため調査を実施し、制度の充実を図るとともに、男性も育児・介護休業をとりやすい環境づくりに向けた取組を推進する。</p> <p>企業における働き方の見直しとして、労働時間の短縮を推進し、仕事と家庭の両立を支援するよう、取り組む。</p> <p>ファミリー・サポート・センターの設置促進・充実とともに、費用についても利用しやすいよう改善に向けた働きかけを行う。</p> <p>また、介護支援については、地域で支える取組を推進する。</p> <p><u>提言 - (2) 新たな課題</u></p> <p>企業等における男女共同参画の取組（ポジティブ・アクション）を促進するための施策を講じる。</p> <p>企業内研修等に男女共同参画の視点が取り入れられるよう、企業等との連携強化を図る。</p> <p>【雇用等の分野におけるポジティブ・ア</p>
---	---

<p>企業等のトップの意識を変えていく必要がある。</p> <p>事業所内託児施設の設置などの取組が進まない。</p> <p>育児・介護休業取得者に対する貸付制度の利用者が少ない。</p> <p>津高等技術学校における能力開発について、普通課程の女性の受講者が少ない。</p> <p>結婚や出産で一旦仕事を辞めた女性への、再チャレンジに向けた取組がない。</p>	<p>アクション促進策については、別途提言】</p> <p>企業等のトップを対象としたセミナー等により意識啓発を行う。その際、対象者に関心があるような内容にするなど、参加企業を広げる工夫をする。</p> <p>企業への働きかけについては、CSR（企業の社会的責任）の取組の促進を関係部局との連携により進める。</p> <p>【上記別途提言に関連項目あり】</p> <p>企業において保育所を設置することが困難な場合、例えば工業団地などで、モデル的に共同で保育所を設置することができるような支援制度について検討する。</p> <p>対象者のニーズの把握に努めるとともに、利用したい人に情報が届くよう周知方法を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 津高等技術学校では、短期課程や委託訓練での女性の受講者は多い。ニーズにあったカリキュラムを十分検討して、一度離職した人がスムーズに職場復帰（再チャレンジ）できる機会を提供する。また、離職せずに済む雇用形態を推進し、仕事と家庭（育児）が両立できるような職場環境づくりを事業者へ啓発していく。 <p>離職中、休業中の女性への再就職・復帰に向けた情報提供等について、ワンストップでのサービスの提供ができる体制づくりを検討する。</p>
---	---

- 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

1 進捗に関する評価

農林水産分野においては、意欲的な取組をしてきたことについて、評価できる。

商工業等の自営業については、商工団体等の活動支援を通じて男女共同参画の推進を行っており、女性が活躍できる環境づくりとして十分とは言えないが、進みつつある。

- ・ 一農業委員会あたりの女性農業委員数は、市町村合併の影響で農業委員の全体数が減ったにもかかわらず、平成 16 年度末の 1.32 人から平成 17 年度末は 1.55 人と、委員数比率があがったことは評価できる。しかし、目標値は 2 人以上(平成 18 年度)であるため、引き続き努力が必要である。(女性農業委員数は平成 15 年度の 80 人から減少し、45 人となった。(平成 17 年度末現在))
- ・ 家族経営協定締結農家数は、平成 16 年度末 138、平成 17 年度末 164 と徐々に増えている。
- ・ 農村女性アドバイザー数は、162 人と変化はなかったが、漁村女性アドバイザーは前 3 年間は 9 人のところ、平成 17 年度は 12 人となり、評価できるとともに、今後の取組に期待する。

2 課題と提言

課 題	提 言
<p>(1) 未解決又は継続的課題</p> <p>市町村合併を契機とした地域社会の変化にともない、農山漁村、商工業地域での取組が進むことが期待されるが、農業委員は市町村合併と同時に定数の見直しが行われ、女性農業委員が減少している。</p> <p>農山漁村において、情報提供を受ける場への参加者に依然として男女差が大きい。</p> <p>三重県は、女性の漁業就業率が全国一高く、海女漁業等、女性の役割の高さを示しているにもかかわらず、漁村女性アドバイザーの認定がなかなか進まない。</p> <p>また、農村・漁村女性アドバイザーの活躍する場が十分に活用されていない。</p>	<p>提言 - (1) 未解決又は継続的課題</p> <p>市町村合併は、農山漁村において旧来の慣習・慣行を見直す絶好の機会であることから、市町と協力しながら効果的な取組方策を検討する。</p> <p>【女性農業委員の登用促進策については別途提言】</p> <p>農林水産関係の説明会や研修会については、男女がともに参加できるよう、テーマ設定や開催時間等について一層配慮して実施する。</p> <p>漁村女性アドバイザーの認定を進め、漁業分野における実効性のある取組を進める。</p> <p>また、市町の担当部署と十分連携をとり、農村・漁村女性アドバイザーの活動の場への参加促進を図るとともに、指導的立場にある女性の育成と資質の向上</p>

<p>家族経営協定締結農家数は、全体をみると少しずつ増えているが、地域差があり、普及しているとはいえない。</p> <p>(2) 新たな課題</p> <p>農業、林業、漁業、商工業等の自営業の各分野における、男女共同参画の現状が、十分には明らかになっていない。</p> <p>組合等各種団体の役員に女性の参画が進んでいない。</p> <p>商工業等の自営業者向けの仕事と家庭生活等の両立支援を進める必要がある。</p> <p>商工業等の自営業、特に家族的経営の事業においては、女性も主要な担い手であり、男女共同参画を進めていく必要がある。</p> <p>農林水産業に関する女性起業数は平成 17 年度末 34 経営体で、地域差はあるものの、目標（平成 18 年度末 30 経営体）は達成している。起業した人及びこれから起業したい人に対する支援を充実する必要がある。</p>	<p>を図っていく。</p> <p>家族経営協定は、農山漁村女性の地位向上と経営や社会への参画を促進する効果があるので、進まない原因や課題を把握し、締結を一層推進するための取組方策について検討する。</p> <p>提言 - (2) 新たな課題</p> <p>農業、林業、漁業、商工業等の自営業の各分野における男女共同参画の現状把握を行い、各分野に即した効果のある取組を進める。</p> <p>農協、漁協、森林組合、商工会、商工会議所等の各種団体の役員に女性の積極的登用を図るよう働きかける。</p> <p>商工業等の自営業者向けの両立支援として、優良事例の紹介や、手引き等の作成配付などにより普及啓発を行う。</p> <p>農家における家族経営協定にみられる役割分担や就業条件に関する取り決め等について商工業等の自営業分野において推進できないかを検討する。</p> <p>農林水産業、商工業にかかる起業支援のため、女性の参画への配慮をしながら制度の充実と情報提供を進めていく。</p>
---	---

家庭・地域における男女共同参画の推進

1 進捗に関する評価

多様なニーズに応じて子育てや介護に関する支援サービスが整備されつつあるが、急速な少子高齢化のなかで、さらなる支援の充実が求められている。

地域における男女共同参画の推進においては、地域において、県民が自主的に創意工夫しながら、行政、NPO等と協働して男女共同参画の推進にかかる活動に取り組んでおり評価できる。

- ・ 地域で男女共同参画を主体的に推進する人材・団体数は、654(平成17年度)であり、こういった人材・団体をさらに育成していく必要がある。
- ・ ファミリー・サポート・センターの設置数は13ヶ所(平成17年度)となり、地域で支えあう体制づくりは進みつつある。
- ・ 介護保険制度については、制度利用率(介護を必要とする高齢者等が介護保険制度を利用している割合)は76.7%(平成17年度)と制度スタート時より後退してきている。在宅介護サービス利用率については、59.4%(平成17年度)と利用率が上がってきている。軽度の要介護認定者が増加してきたことなどが理由として考えられるが、在宅介護における家族介護者の負担が軽減されるよう、制度の運用充実を図っていく必要がある。

2 課題と提言

課 題	提 言
<p>(1) 未解決又は継続的課題</p> <p>今なお子育て・介護における女性の負担感は軽減されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日の日中、幼児の世話は主に「母親がしている」と答えた人の割合は、64.3%で、「父親がしている」と答えた人は0.3%である。 <p>高齢者の介護者の割合は、妻が21.0%、息子の妻が20.9%、施設が15.0%、娘が13.8%、息子が7.2%、夫が6.3%の順となっている。(H17男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査：三重県)</p> <p>父母が子育て・家庭生活に適應できるよう、結婚前から社会的に支援するしくみが求められる。</p> <p>家庭生活の大切さについて、普及啓発する必要がある。</p>	<p>提言 - (1) 未解決又は継続的課題</p> <p>男女ともに働き方の見直しを行い、協力して子育て・介護にあたる。また、子育て・介護は社会全体でみていくという意識の浸透を図っていく。そのため、本人・家族・社会全体の意識改革に向けた取組を行う。次世代育成支援対策推進法による行動計画等により、社会全体で男女がともに子育て・介護技能を向上できるよう支援を行う。</p> <p>将来の家庭生活に視点を置き、若い世代に対し、子育て・介護をはじめとする生活技能に関し、学校等で学習機会を提供していく。</p> <p>県条例により定められている「家庭の日」を活用し、家庭生活の重要性について、啓発方法を工夫し、効果のある啓発を進める。</p>

多様なニーズに対応する子育て支援サービス提供の充実が求められる。

出産後の母親を精神的に支えるしくみが少ない。

介護についての相談・苦情・支援窓口の周知が徹底されていない。

家庭・地域の空洞化（人間関係・地域連帯意識の希薄化）がますます進んでいる。

家族の孤立化などの中で、子育て等に対する不安や虐待などが表面化してきている。

- ・ 核家族世帯が 59.4%を占めている。（H12 国勢調査：三重県）
- ・ 30 歳代の男性で、週平均就業時間が 60 時間超の人が 20%を超えている。（H17 労働力調査：全国）
- ・ 児童虐待に関する児童相談センターが受けた相談件数は、平成 17 年度 533 件であり、増えてきている。（三重県健康福祉部調べ）

（２） 新たな課題

地域における男女共同参画施策の推進のため、NPO等の活動への支援や、連携・協働を進めていく必要がある。

高齢者虐待の実態が不明である。防止や被害者の支援が必要である。

要介護認定者のうち、約 76.1%が介護サービスを利用している（介護保険事業状況報告 H17.10 末現在（暫定値）：三重県）が、今後、介護を必要とする人はますます増加するものと思われる、それらの対応が必要である。

ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等の設置の促進や一時保育、休日保育、延長保育の充実について、市町と連携して、実情を把握しながら支援を行う。

4 か月、1 歳半、3 歳児健診時等において、重点的な情報提供と父母に対する精神的支援を行うことを検討する。また、産後の母親のメンタルヘルスについて、産科と地域保健の連携方法を検討する。

高齢者介護について、地域支援のシステムづくりをしていき、相談・苦情・支援の窓口を広げていく。

男女共同参画の地域づくり等を通して、人間関係の強化、人がつながっていける地域形成を行い、地域の子育て機能、高齢者及び介護者の支援機能の強化を図る。子どもを虐待から守る条例の趣旨の普及、周知を重点的に行っていく。

孤立感を抱いている人たちに対し、支援サービスに関するニーズの把握を行い、交流の機会の提供などにより、子育てなどに関する支援を行う。

提言 - （２） 新たな課題

NPO等との協働により、地域における男女共同参画施策をより一層推進するとともに、NPO等の育成を支援されたい。

高齢者虐待については、地域包括支援センターが窓口となるので、窓口の周知に努めるとともに、高齢者虐待の実態調査を行い、未然防止や被害者支援のためのネットワークを構築し、支援策を検討する。

要介護認定者であって、介護サービスを利用していない人の家族介護は、どのような理由があるのか、家族の負担は大きくないのか等、介護者側の負担度を調査・分析し、過度に家族に負担がかからないよう介護保険制度の適切な運用を図る。

- 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

1 進捗に関する評価

相談機会、意識普及機会の増加が図られていることは、一定の評価ができるが、まだまだ潜在している DV 被害者に対するアプローチが求められる。

地域で身近な支援者を養成するためのセミナーを開催するなど、地域における初期相談や周知・啓発等の取組を支援しており、評価できる。

セクシュアル・ハラスメント対策に取り組んでいる企業は増えてきている。

- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、平成 16 年度の 1,049 件から、平成 17 年度は 859 件と減少している。DV が犯罪であるという意識がある程度普及してきたことや、DV 防止法施行直後の急激な相談件数増加が落ち着いたことのほか、市の相談窓口が増えたことにより配偶者暴力相談支援センターへの相談が減少に転じたことなども考えられる。また、女性相談所及び各県民局に婦人相談員が 10 名配置され、身近に相談できる体制が整備されてきた。
- ・ DV 防止市町村ネットワークの設置率は 48.5%（平成 17 年度）であり、早期に 100%の設置ができるよう積極的に支援する必要がある。
- ・ セクシュアル・ハラスメントに取り組んでいる企業の割合は 52.0%であり、企業に対するさらなる働きかけが必要である。

2 課題と提言

課 題	提 言
<p>（1） 未解決又は継続的課題</p> <p>相談機会が一定程度確保されたが、相談の質の向上と関係機関の連携が不十分である。特に各種相談が縦割りで行われており、横の連携が不十分である。</p> <p>DV を受けた経験について、「命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」「医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた」「医師の治療が必要とまらない程度の暴行を受けた」と答えた人が合わせて 9.2%あり、精神的暴力などを含め何らかの DV を受けたことがあると答えた人が 31.3%ある（H17 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査：三重県）ことなどを勘案すると、まだまだ被害者が潜在していることがうかがえる。</p>	<p>提言 - （1） 未解決又は継続的課題</p> <p>相談員の資質向上、専門機関の役割分担の明確化、連携の強化等により質の高いサービス提供に努める。実施したサービスに対する満足度についての調査を検討するなど、常にニーズ把握と事業のフォローが必要である。また、相談機関間の連携強化を図りながら、専門相談機関への適切な紹介等が可能となるよう、各相談機関の窓口機能を強化する。</p> <p>潜在している DV 被害者の実態把握に向けて、潜在している DV 被害者に対するアプローチ方法や相談体制、窓口の周知方法などについて検討し、民間団体等と連携協働した相談支援体制を確立する。</p>

配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)の相談機関としての認知度(18.8%)は、警察(66.4%)と比べてまだまだ低い。(H17 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査：三重県)

DV 被害者への理解や DV 発生につながる要因に関する情報提供が不十分である。また、改正 DV 防止法により、暴力の定義が心身に有害な影響を及ぼす言動にまで拡大されたので、暴力に対する意識の改革を広く啓発していく必要がある。

DV 加害者の暴力抑止に視点をおいた取組ができていない。

DV と児童虐待の関連性が明らかになってきた。

- ・ 加害経験がある人は加害経験がない人よりも子どもの頃に「親から身体に関する暴行を受けた」ことがあると答えた人が多いという結果となっている。(H14 内閣府調査)

セクシュアル・ハラスメントは、男女共同参画を阻害するだけでなく、女性に対する重大な人権侵害であり排除されなければならない。

- ・ 女性の人権が尊重されていないと感じることについて、「セクシュアル・ハラスメント」と答えた人が55.0%ある。(H17 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査：三重県)

(2) 新たな課題

改正 DV 防止法により、県の基本計画が策定されたが、今後、同計画に基づき着実に施策が実施される必要がある。

病院からの DV に関する通報件数が少ない。病院が一時避難シェルターの役割を果たす事例があり、病院からの通報体制の確保と連携の強化を図る必要がある。

改正 DV 法の趣旨を周知徹底しながら、新しく策定された三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画に基づき DV 被害者を支えるしくみづくりにつながる意識の普及に努める。

DV 加害者の暴力の原因等の解明により、被害者支援及び DV(再発・未然)防止の取組に生かしていく。

また、DV 加害者更生のための学習プログラム(DV が犯罪であるという意識や、心身に有害な影響を及ぼす言動も DV であるという認識、暴力によらないコミュニケーション等)について情報収集等を行う。

別々に行われてきた DV・児童虐待への関わりについて、児童相談センターと女性相談所の連携により、総合的な対応を実施する。

セクシュアル・ハラスメントは、男女共同参画を阻害するだけでなく、重大な人権侵害であり、雇用の場だけでなく、社会のあらゆる場面においても排除、防止されなければならない。間口を広げ、地域等、雇用の場以外での相談及び支援体制を充実する。

提言 - (2) 新たな課題

新しく策定された基本計画に基づき、被害者の経済的支援を含めた自立支援の充実と、被害者が支援を求める市町で支援が受けられるサービス等をスピード感のある具体的施策として実施する。

医療機関との横の関係を構築していき、県にモデルとなる連携組織の構築を図るとともに、医療関係者全ての

DV 相談件数の増加により、要保護者数が増加しているが、県内のシェルターは1ヶ所のみで、その機能を果たす施設が足りない。DV 被害者の自立に向けた支援が十分にできない状況である。

外国籍 DV 被害者に対応するための相談支援体制が十分でない。

人への教育・訓練を実施する。

被害者のニーズに応じた対応ができるよう保護施設の充実を図るとともに、シェルター設置にかかる具体的な支援策を実施する。

また、みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、ボランティアによる支援活動や、犯罪被害者シェルターの設置が検討されているので、同支援センターとの連携を図る。

通訳体制の確保など、外国籍 DV 被害者への相談支援体制を早急に確立する。

- 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

1 進捗に関する評価

健康づくりについて、一人ひとりの意識が高くなってきていることは一定の評価ができる。育児、介護、仕事等から生じるストレスに対しては、こころの健康づくりを十分支援していく必要がある。

公共施設におけるバリアフリー化は進んでおり、評価できる。

- ・ ヘルシーピープルみえ・21 により 93 指標、121 項目を設定し、進捗管理を行いながら、県民の健康づくり支援を進めており、平成 17 年度の中間評価では、目標達成又は目標値に向け改善したものは 69 項目（57%）であった。

また、健康と感じる人の割合は 71.2%（平成 17 年度）であり、健康の保持、増進に心がけている人の割合は 91.4%（平成 17 年度）であった。

- ・ 商業施設でバリアフリー化された施設数は、971 施設（平成 17 年度）で着実に増えてきている。

2 課題と提言

課 題	提 言
<p>（1） 未解決又は継続的課題</p> <p>一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むことが重要であるが、そのための性別に基づく生涯を通じた健康支援体制が確立されていない。</p> <p>男女の固定的役割分担意識とそれに基づく社会的慣行は、男性の生活にも歪みを生み出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺者数が三重県で 387 人でそのうち男性の占める割合は 72.4%である。健康問題と経済生活問題を理由とするものが多い。（H16 厚生労働省人口動態統計、警察庁資料：全国） ・ 引きこもり（さまざまな要因から自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態）に占める男性の割合は 76.4%（H14 厚生労働省調査：全国）である。 <p>不妊相談の需要を見極めた上で、相談員の配置等の充実を図るとともに、不妊専門相談センター等相談窓口の周知が必要である。</p>	<p>提言 - （1） 未解決又は継続的課題</p> <p>男女がその健康状態に応じて、適切に自己管理ができるようにするための健康教育、相談体制の確立や、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持、増進ができるよう、性別に基づく生涯を通じた健康管理に向け、トータルな健康管理システムを構築する。</p> <p>また、性差に応じた的確な医療を受けられることも必要であり、性差医療の知識の普及を図る。</p> <p>自殺や引きこもりについて、三重県内における状況や原因の把握を行い、関係機関と連携しながら、対策を検討する。</p> <p>平成 15 年度から実施している不妊専門相談についてニーズ等の分析を行い、必要となる機能を充実させるとともに広報の充実を図る。</p>

<p>不妊治療は、時間的、経済的、身体的、精神的に負担が大きく、また、治療を受けることができる医療機関等が地域によって偏りがある。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定不妊治療費助成件数は、平成16年度 294 件、平成 17 年度 396 件である。（三重県健康福祉部調べ） <p>（２） 新たな課題</p> <p>離婚率が増加し、父子家庭も増えているが、母子家庭と比べて支援が十分でない。</p> <p>妊娠・出産、育児、介護、仕事等から生じるストレスに対しては、こころの健康支援を充実していく必要がある。</p> <p>医師不足のため、妊産婦が日常生活圏において安心して子どもを産み育てられない地域があり、精神的・身体的・経済的な負担になっている。</p>	<p>不妊治療に対する経済的支援のさらなる充実と、働きながら不妊治療を受ける場合に、仕事と両立しやすいよう環境整備に努める。</p> <p>提言 - （２） 新たな課題</p> <p>三重県における父子家庭の実態及び公的な提供サービスについて把握を行い、相談機能も含めて支援を充実させる。</p> <p>【父子家庭・母子家庭の支援については、別途提言】</p> <p>生涯を通じた男女の健康支援については、特に妊娠・出産、育児、介護、仕事等から生じるストレスに対するこころの健康づくりを支援するため、安心して相談できる体制等を充実する。</p> <p>日常生活圏において、安全・安心に子どもを産み育てられる環境を提供できるよう、産科医・小児科医の確保と適正配置を国等の関係機関に働きかける。</p>
--	--

計画の推進

1 進捗に関する評価

外部的視点での審議会による評価・提言を軸に県の施策をマネジメントしていく仕組みを確立したことについては評価できる。

一方で、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映することについて、職員の理解は進んでいない。また、県が率先して男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを進めなければならないが、取組が不十分である。

市町やNPO等との連携・協働は、努力はしているが十分でない。

- ・ 男女共同参画研修に参加した県職員数は、平成 17 年度 500 人と目標の毎年 1,600 人に及ばなかった。研修計画を見直し、継続的な取組が必要である。
- ・ 教育委員会の次世代育成支援の取組について、パンフレット「仕事と子育ての両立のために」を作成し職員に周知を行うなど、積極的に取り組んでいることは評価できる。
- ・ 男女共同参画基本計画を策定している市町の割合は 44.8%（平成 17 年度）であり、目標の 50%（平成 19 年度）へ向けさらに推進・支援をしていく。

2 課題と評価

課 題	提 言
<p>（1）未解決又は継続的課題</p> <p>県では職員に対する研修を行っているが、すべての県事業が男女共同参画の視点で実施されているとは言い難い。男女共同参画は人権と同じく、組織を考えるにあたっての出発点におけるベースの問題である。</p> <p>市町によって取組の温度差が大きい。</p> <p>男女共同参画を推進する条例制定の気運が各市町に高まってきている。地方分権の趣旨からしても、その制定は市町の主体性において行われるべきであるが、県条例と矛盾したり対立するようなことは望ましくない。この点に関して県と市町相互の意思の疎通は十分ではない。</p> <p>市町村合併により地域社会が大きく変わろうとしている。</p> <p>1) 市町が男女共同参画を推進していく中で、三重県男女共同参画セン</p>	<p>提言-（1）未解決又は継続的課題</p> <p>県職員の意識調査等により、全ての県事業が男女共同参画の視点で実施されているかを調査し、その結果を踏まえ、県職員それぞれの意識として男女共同参画の視点を持つよう、研修等により意識の普及を継続的に行う。</p> <p>市町長をはじめ各界のトップ層へ、効果的な手法により男女共同参画意識の浸透を図る。また、県男女共同参画推進員制度については、引き続き存続させ、効果的に機能させていく。</p> <p>三重県男女共同参画センターは、専門性を強化し、各種調査研究、教材開発、ノウハウの移転などにより、市町の取組を支援する。</p> <p>男女共同参画の地域づくり等を通じてネットワーク化と地域力の強化を図るとともに、市町等に対しては、主体性を尊重しつつ、条例制定・計画策定・意識普及に向けた効果的な</p>

ターに求められる役割が県民への直接的支援から間接的支援へと変化してきている。

- 2) 合併が市町の積極的取組の契機となってきている。

(2) 新たな課題

策定した次世代育成支援の特定事業主行動計画により、県が率先して男女共同参画社会実現にふさわしい職場づくりを進める必要があるが、その計画は実効性に欠ける部分も多い。

事業展開などについて情報提供を行い、積極的に支援する。

提言-(2) 新たな課題

県(知事部局等、教育委員会、警察)の次世代育成支援の取組について、明確な目標値を設定し、職員との対話などによりの確にニーズを把握しながら、積極的に取り組んでいく。特に男性の育児参加を促す意識の普及や、仕事と家庭生活の両立支援については、短時間勤務や在宅勤務制度等の多様な勤務形態の導入検討を含め、充実を図る。